

治療用装具代（医療保険分）の重度心身障害者医療費助成の申請方法について

はじめに

重度心身障害者医療費助成制度の対象となる方は、治療用装具を医療保険で作成した場合、助成の対象となります。

対象者は、いったん10割負担をした後、加入している保険者と障害福祉課の2か所で申請することで、それぞれから助成を受けます。（受給券は使用不可）

イメージ（保険証の自己負担割合が3割負担の場合）

- ① いったん10割負担をします。
 - ② 加入している保険者に申請することで保険者負担分（7割）が療養費として還付されます。
 - ③ 障害福祉課に申請することで、なおも残る自己負担分について助成します。
- ※ 課税世帯の者は300円の自己負担金との差額を助成。



申請手続きの流れ（※国保・後期・社保いずれの場合においても、まず保険者への申請が先です）

○国保、後期高齢者医療加入の方

- ① 加入している健康保険者へ申請します
- ② 申請書類一式（申請書、領収書、医師の診断書）の写しをもらってください
- ③ 障害福祉課へ申請します（申請書類一式の写しを添付）
- ④ 申請から3～5か月後に助成します

○社会保険（健康保険組合等）加入の方

- ① 加入している保険者へ申請します
- ② 申請書類一式（申請書、領収書、医師の診断書）の写しをもらってください
- ③ 保険者から給付決定通知が届きます
- ④ 障害福祉課へ申請します（申請書類一式の写し、給付決定通知（写し可）を添付）
- ⑤ 申請から3～5か月後に助成されます

その他注意点

- ・治療用装具の種類によっては負担額全額が保険の対象とならない場合があります。
その場合は、保険者の給付対象額から保険者からの還付金を差し引いた残額を助成します。
- ・高額療養費や、健康保険組合からの附加給付等により、保険者から追加で還付がある場合にはそちらが優先されます。
- ・中学3年生までのお子様は、子ども医療費助成制度で同様の制度がありますので、そちらでご申請ください。